

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	株式会社 エム・テック	埼玉県さいたま市浦和区高砂 三丁目7番2号	1-015311

2. 指名停止措置期間

平成30年9月10日 から 平成30年10月9日 まで 1か月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

4. 事実概要

東京都発注工事に関し、京浜港長の許可を受けずに港内で工事を行った期間があったとして、平成30年3月14日、東京地方検察庁から港則法違反で起訴されたため。

5. 指名停止理由

港則法に違反する行為があったとして、東京地方検察庁から起訴されたことは、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表2第15号(1)に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2(抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 業務に関し、法令に違反したとき。	1月以上9月以内